

岐阜県公報

第千九百六十九号
平成二十年八月一日

(金曜日)

目次

規則

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則

(人事課) 五四二^{ページ}

公安委員会規則

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第四十二
条の規定に基づく岐阜県公安委員会の事務の委任に関する
規則の一部を改正する規則

(組織犯罪対策課) 五四二

告示

有害興行の指定

(男女参画青少年課) 五四三

保安林に指定する予定である旨の通知

(治山課) 五四三

解除予定保安林とする旨の通知

(同) 五四六

保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知

(同) 五四七

道路の供用開始

(道路維持課) 五四七

道路の区域変更

(同) 五四八

選挙管理委員会告示

設立届が提出された政治団体の名称等の公表

(選挙管理委員会) 五四九

政治団体の異動事項の公表

(同) 五四九

解散届が提出された政治団体の名称等の公表

(同) 五五〇

資金管理団体の異動事項の公表

(同) 五五〇

指定取消しの届が提出された資金管理団体の名称等の公表

(同) 五五一

公安委員会告示
地域交通安全活動推進委員の委嘱

(交通企画課) 五五一

訓令 甲

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令

(人事課) 五五一

岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令

(同) 五五二

公 示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

(環境生活政策課) 五五二

平成二十年度クリーニング師試験の実施

(生活衛生課) 五五三

平成二十年度製菓衛生師試験の実施

(同) 五五四

平成二十年度採石業務管理者試験の実施

(産業政策課) 五五五

大規模小売店舗の新設の届出に関する件

(商業流通課) 五五六

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

(同) 五五七

県営土地改良事業の変更計画の決定

(農地計画課) 五五七

県営土地改良事業の換地計画の決定

(同) 五五七

規則

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年八月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第五十三号

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則

第一条 岐阜県事務委任規則（昭和四十三年岐阜県規則第二百五号）の一部を次のように改正する。

別表第三振興局長及び振興局に置かれる事務所の長の部三十の項に次の一号を加える。

7 温泉法の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百一十一号）附則第六条の規定によりその例によることとされる同法による改正後の法第十四条の五第一項の規定による可燃性天然ガスの濃度についての確認をすること。

第二条 岐阜県事務委任規則の一部を次のように改正する。

別表第三振興局長及び振興局に置かれる事務所の長の部三十の項第三号中「第十一条第二項」の下に「及び第三項」を加え、同項中第七号を削り、第六号を第十四号とし、第五号を第六号とし、同号の次に次の七号を加える。

7 法第十四条の二第一項の規定による温泉の採取の許可に係る申請を受け付けること。

8 法第十四条の三第一項の規定による温泉の採取の許可を受けた者である法人の地位の承継の承認に係る申請を受け付けること。

9 法第十四条の四第一項の規定による温泉の採取の許可を受けた者の相続の承認に係る申請を受け付けること。

10 法第十四条の五第一項の規定による可燃性天然ガスの濃度についての確認をすること。

11 法第十四条の五第三項の規定による可燃性天然ガスの濃度についての確認を取り消すこと。

12 法第十四条の六第二項の規定による可燃性天然ガスの濃度についての確認を受

けた者の地位の承継の届出を受けること。

13 第十四条の七第一項の規定による温泉の採取のための施設等の変更の許可の承認に係る申請を受け付けること。

別表第三振興局長及び振興局に置かれる事務所の長の部三十の項第四号の次に次の一号を加える。

5 法第七条の二第一項の規定による掘削のための施設等の変更の許可に係る申請を受け付けること。

別表第三保健所長の部十五の二の項第九号中「第二十二條」を「第三十一條」に改め、同項第十号中「第二十七條」を「第三十七條」に改める。

附則

この規則は、平成二十年十月一日から施行する。ただし、第一条の規定は、同年八月一日から施行する。

公安委員会規則

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第四十二条の規定に基づく岐阜県公安委員会の事務の委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年八月一日

岐阜県公安委員会

委員長 鈴木 嘉 進

岐阜県公安委員会規則第八号

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第四十二条の規定に基づく岐阜県公安委員会の事務の委任に関する規則の一部を改正する規則

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第四十二条の規定に基づく岐阜県公安委員会の事務の委任に関する規則（平成四年岐阜県公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第二条中「及び第三十條」を「第三十條及び第三十條の三」に改める。

附則
この規則は、公布の日から施行する。

告 示

岐阜県告示第四百九十八号

岐阜県青少年健全育成条例（昭和三十五年岐阜県条例第三十七号）第十条第一項の規定により次のものを有害興行として指定した。

平成二十年八月一日

岐阜県知事 古 田 肇

1 指定興行

種 類	題 名	等 等	配 給 会 社 名	等 等
映 画	喪服の女 熱れ肌のめまい		オーピー映画	画 画
	養老ホームの生霊 ～肉欲ヘルパー～		新 日 本 映 画	像 像
	新日本映像ニコース 養老ホームの生霊 ～肉欲ヘルパー～		新 日 本 映 画	像 像
	ゾンビ・ストリップパー		ユニ・ピクチャーズ	ス
	人妻がうづく夜に ～身悶え淫水～		オーピー映画	画 画
	女囚アヤカ いたぶり牝調教		オーピー映画	画 画
	痴漢の手さばき スケへ美人の喘ぎ顔		オーピー映画	画 画
	や・り・ま・ん		新 東 宝 映 画	画 画
	講師		シヨウ・ロジター	画 画
	第30回びおフィルムフェスティバル 「かさあな」		び	あ
	フロンティア		トムロード・フィルム	画 画

2 指定年月日

平成20年8月1日

3 指定理由

著しく性的感情を刺激し、又は著しく残忍性を助長するため、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるものと認められる。

岐阜県告示第四百九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十年八月一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

中津川市加子母字小和知東一九九一の六九

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができない立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び中津川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第四百九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十年八月一日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

中津川市付知町字矢平一八七二の二・一八七四の二六（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び中津川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第五百一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十年八月一日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

恵那市山岡町田沢字奈免入二〇三八の二・二〇三八の四・二〇五四の二・二〇五五・二〇五六の二・二〇五八の二・二〇六一（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）、二〇三六の二・二〇三七、二〇三八の三、二〇三九、二〇四一、二〇四七の二、二〇四八の二、二〇五四の二、二〇五六の二、二〇五八の二、二〇五九の二、二〇六

二、二〇六五の三

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第五百二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十年八月一日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

恵那市上矢作町漆原字柿平五八二の一、五八二の二、六〇九の一、六〇九の二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第五百三三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十年八月一日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

恵那市上矢作町小田子下入会字門野一の七から一の一六まで、一の一九、上矢作町小田子字門野五六一の四から五六一の六まで

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が存在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第五百四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十年八月一日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

郡上市白鳥町越佐字洞口一八六の一、字沼田平八三二の一、八三二の二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が存在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第五百五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十年八月一日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

本巣市根尾上大須字越田土一八六七、一八六九の一

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び本県市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第五百六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十年八月一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所
揖斐郡揖斐川町谷木曾屋字寺洞八一三、八一四の一、八一四の二、八一五の一から八一五の四まで、八一六の一、八一六の二、八一七の一、八一七の二

二 指定の目的
土砂の流出の防備

三 指定施業要件
（一）立木の伐採の方法
1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第五百七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十年八月一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

加茂郡白川町中川字坂之向二二三の一、二三の二、二五、字西黍向七四五の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び白川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第五百八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の保安林を解除予定保安林とする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十年八月一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 解除に係る保安林の所在場所

岐阜県知事 古 田 肇

郡上市大和町栗巣字落合一五四七の六・一五四八の四・一五四八の五・一五四九の三・一五四九の五・一五五〇の五・一五五〇の二一・一五五七の五(以上八筆について次の図に示す部分に限る。)、一五四八の三、一五四八の六、一五四八の七、一五四九の六、一五五〇の七から一五五〇の一〇まで、一五五七の六から一五五七の九まで

二 保安林として指定された目的
水源のかん養

三 解除の理由
農道用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県林政部治山課及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第五百九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十年八月一日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
関市洞戸高賀字羽田一二九三の一
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び関市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第五百十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十年八月一日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
関市神野字道下二八五二の二
 - 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 三 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
 - (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び関市役所に備え置いて縦覧に供する。)
- 岐阜県告示第五百十一号
- 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十年八月一日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年八月一日

岐阜県知事 古田 肇

道路種類	路線名	区間	延長(メートル)	供用開始の期日	備考(区域又は決定の年月日)
養羽老島線		大垣市横曾根四丁目一四四番地先から同市同四丁目一六七五番六地先まで	103.5	平成20.8.1	平成20.5.15

岐阜県告示第五百十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十年八月一日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県揖斐土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年八月一日

岐阜県知事 古田 肇

道路種類	路線名	区間	区域変更前後	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)	備考
		揖斐郡揖斐川町下岡島字大道上七一番五地先から同郡同四五番一地先まで	前 六〇 後 三〇〇 三三・五	三〇〇 三三・五	一四八・五	

一般国道 四百十七号

揖斐郡揖斐川町下岡島字大道上四五番一地先から同郡同町三輪字上神明三〇番六地先まで

前A	後A	後B
六〇〇 一七〇	六〇〇 二一〇	三〇〇 三三・五
三六〇・〇	三六〇・〇	三九五・〇
B A A及び係る表示面及び敷地の区分を		

岐阜県告示第五百十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十年八月一日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県美濃土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年八月一日

岐阜県知事 古田 肇

道路種類	路線名	区間	延長(メートル)	供用開始の期日	備考(区域又は決定の年月日)
立御手洗花線		美濃市大字御手洗字尾之上八〇七番の一地从先から同市大字同字東谷一八番の一地先まで	1,130.0	平成20.7.8	平成20.3.19

選挙管理委員会告示

とせりせらるゝ。

平成二十年八月一日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

岐阜県選挙管理委員会告示第五十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により、政治団体設立届が提出されたので、同法第七条の二第一項の規定により、その名称等を次の

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	政党又は政党の支部の場合その旨の表示	当該政党の支部を支部とする称	一以上の市町村の区域等を単位として設けられる支部の表示
岐阜県建設産業団体政治連盟	小川 弘	松浪 親彦	岐阜市数田東1 2 2			
政治結社神国皇翔塾	坂田 加津代	吉本 美紀	不破郡関ヶ原町大字関ヶ原637 13			
本業市古田はじめ後援会	高橋 義和	坂井田 良道	本業市上保358			

岐阜県選挙管理委員会告示第五十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、政治団体の届出事項の異動届が提出されたので、同法第七条の二第一項の規定により、その異動事項を次のとおりせらるゝ。

平成二十年八月一日

岐阜県選挙管理委員会
委員長 大 松 利 幸

政治団体の名称	異動事項	新	旧
自由民主党笠原町支部	会計責任者	加納 幹也	高木 博光
自由民主党岐阜県歯科技工士会支部	代表者 会計責任者	村瀬 和博 齋 見秀文	高橋 嘉明 齋 目克彦

自由民主党岐阜県薬劑師支部	会計責任者	岩 島 康 夫	伊 佐 治 鈴 夫
自由民主党岐阜市支部	代表者	安 田 謙 三	玉 田 和 浩
自由民主党神戸町支部	代表者 会計責任者	宮 嶋 三 郎 林 利 雄	馬 判 勝 繁 男
自由民主党陸運岐阜支部	主たる事務所 の所在地	安八郡神戸町大字柳瀬 1394	安八郡神戸町南方1023 2
自由民主党岐阜県総支部連合会	代表者	近 藤 周 二	脇 田 亮 良
民主党岐阜県総支部連合会	代表者	平 田 健 二	園 田 康 博
大山こうじ後援会	主たる事務所 の所在地	中津川市津島町1 25	中津川市太田町1 28
影山啓吉後援会	代表者 会計責任者	影 山 啓 吉 影 山 啓 吉	高 橋 文 雄 橋 場 嘉 勇
	代表者	村 瀬 和 博	高 橋 嘉 明

岐阜県産科技工士連盟	会計責任者	鷺見秀文	夏目克彦
岐阜県藤井基之薬剂師会	会計責任者	岩島康夫	伊佐地鈴夫
岐阜県薬剂師政治連盟	会計責任者	岩島康夫	伊佐地鈴夫
大耕会	主たる事務所の所在地	中津川市津島町1	中津川市太田町1
平岩会	主たる事務所の所在地	中津川市津島町1	中津川市太田町1
平岩正光後援会	主たる事務所の所在地	中津川市津島町1	中津川市太田町1
武蔵医師連盟	会計責任者	曾根健之	渡部智

岐阜県選挙管理委員会告示第五十八号
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政
 党団体組織届が提出されたので、同条第三項の規定により、その名称等を次のとおり告
 げらる。

平成二十年八月一日

岐阜県選挙管理委員会
 委員長 大 松 利 幸

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日	政党又は政党の支部の場合その表示	当該政党の支部を政党の名称とする	一以上の市町村の区域等を単位として設けられる支部の表示
秋松かずちかを育てる会	秋松和親	秋松扶久美	可児市兼山751	平成19年12月31日			
小川一善後援会	祢宜時夫	三輪等	大垣市上石津町祢宜上194	平成20年5月31日			
直進会	西尾直躬	西尾直躬	恵那市長島町正家336	平成20年6月25日			
中津川市民オンパズン原昌男を励ます会	高木金鶴	小縣吉郎	中津川市中津川3022	平成20年6月25日			
新井谷まさよ後援会	新井谷まさよ	若尾義男	加茂郡坂祝町加茂山1	平成19年4月30日			
西尾なおみ後援会	加藤正和	西尾直躬	恵那市長島町正家336	平成20年6月24日			

平成二十年八月一日

岐阜県選挙管理委員会
 委員長 大 松 利 幸

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第三号の規定によ
 り、資金管理団体届出事項の異動届が提出されたので、同法第十九条の二第一項の規定
 により、その異動事項を次のとおり告示する。

届出せしめた 届出者の氏名	資金管理団 体の名称	異動事項	新	旧
------------------	---------------	------	---	---

大山 耕二	大森会	仕たる事務所の所在地	中津川市津島町1-25	中津川市太田町1-28
早坂 正光	早坂会	仕たる事務所の所在地	中津川市津島町1-25	中津川市太田町1-28

岐阜県選挙管理委員会告示第六十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第一号又は第二号の規定により、資金管理団体の指定の取消しの届が提出されたので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

平成二十年八月一日

岐阜県選挙管理委員会
委員長 大 松 利 幸

届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	仕たる事務所の所在地	代表者の氏名
新井谷 まさよ	坂祝町議会議員	新井谷まさよ後援会	加茂郡坂祝町加茂山1-4-11	新井谷 まさよ
西尾 直躬	岐阜県議会議員	直進会	恵那市長島町正家336-1	西尾 直躬

公安委員会告示

岐阜県公安委員会告示第二号

道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第八十条の二十九第一項の規定により、地域交通安全活動推進委員を次のとおり委嘱したので、地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則（平成二年国家公安委員会規則第七号）第一条第二項の規定により告示する。

平成二十年八月一日

岐阜県公安委員会

委員長 鈴 木 嘉 進

委嘱した委員

活動区域	氏 名	住 所	委嘱年月日
山県警察署 管轄区域	平 田 隆 夫	山県市高富	平成二十年 五月一日
岐阜中警察署 管轄区域	加 藤 建 生	岐阜市岩滝西	平成二十年 六月一日
多治見警察署 管轄区域	渡 邊 勝 次	多治見市松坂町	平成二十年 七月一日
岐阜中警察署 管轄区域	長 屋 芳 朗	岐阜市高森町	平成二十年 七月十五日

訓 令 甲

岐阜県訓令甲第二十二号

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年八月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令

岐阜県事務決裁規程（昭和四十三年岐阜県訓令甲第十九号）の一部を次のように改正する。

別表第三地球環境課の表一の項部長専決事項の欄第三号中「第十一条第二項」の下に「及び第三項」を、「次号」の下に「第六号及び第八号」を加え、同欄中第十四号を第二十四号とし、第十号から第十三号までを十号ずつ繰り下げ、第九号を第十二号とし、同号の次に次の七号を加える。

13 法第十四条の二第一項の温泉の採取の許可

14 法第十四条の三第一項の温泉の採取の許可を受けた者である法人の地位の承継の

庁 中 一 般
各 現 地 機 関

承認

- 15 法第十四条の四第一項の温泉の採取の許可を受けた者の相続の承認
 - 16 法第十四条の七第一項の温泉の採取のための施設等の変更の許可
 - 17 法第十四条の八第三項の措置命令
 - 18 法第十四条の九の許可の取消し等
 - 19 法第十四条の十の緊急措置命令等
- 別表第三地球環境課の表一の項部長専決事項の欄中第八号を第十一号とし、第七号を第十号とし、第六号を第九号とし、同欄第五号中「第八条」を「第十条」に改め、同号を同欄第七号とし、同号の次に次の一号を加える。
- 8 法第九条の二の緊急措置命令等
- 別表第三地球環境課の表一の項部長専決事項の欄第四号の次に次の二号を加える。
- 5 法第七条の二第一項の掘削のための施設等の変更の許可
 - 6 法第八条第三項の措置命令
- 附則
- この訓令は、平成二十年十月一日から施行する。

岐阜県訓令甲第二十三号

庁 中 一 般
各 現 地 機 関

岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年八月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令

第一条 岐阜県現地機関事務決裁規程（昭和四十四年岐阜県訓令甲第十九号）の一部を次のように改正する。

別表第二振興局及び振興局に置かれる事務所の表三十六の項所長決裁事項の欄に次の一号を加える。

- 1 温泉法の一部を改正する法律（平成十九年法律第百二十一号）附則第六条の規

定によりその例によることとされる同法による改正後の法第十四条の五第一項の可燃性天然ガスの濃度についての確認

別表第二振興局及び振興局に置かれる事務所の表三十六の項所長専決事項の欄第一号中「法」を「所長決裁事項を除く法」に改める。

第二条 岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を次のように改正する。

別表第二振興局及び振興局に置かれる事務所の表三十六の項所長決裁事項の欄第一号中「温泉法の一部を改正する法律（平成十九年法律第百二十一号）附則第六条の規定によりその例によることとされる同法による改正後の」を削り、同欄に次の二号を加える。

- 2 法第十四条の五第三項の可燃性天然ガスの濃度についての確認の取消し
- 3 法第十四条の六第二項の可燃性天然ガスの濃度についての確認を受けた者の地位の承継の届出の受付

附則

この訓令は、平成二十年十月一日から施行する。ただし、第一条の規定は、同年八月一日から施行する。

公 示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があつたので、同条第五項で準用する第十条第一項の規定により次のとおり公示する。

平成二十年八月一日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあつた年月日 平成二十年七月十七日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人こまどり会
- 三 代表者の氏名 早川 美幸

四 主たる事務所の所在地 岐阜県瑞浪市明賀台三丁目四四番地
 五 定款に記載された目的 この法人は、瑞浪市内や近隣市町村在住の住民に対し

て、図書宅配サービス、読み聞かせ活動、図書の清掃、修繕ボランティア、図書の貸し出し事業など、読書の啓発推進事業に関する事業を行い社会教育の推進に寄与することを目的とする。

平成二十年度クリーニング師試験の実施

クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第七条第一項の規定により、平成二十年度クリーニング師試験を次のとおり実施します。

平成二十年八月一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 試験日時

平成二十年十一月五日（水）

午前十時から

二 試験場所

岐阜市須賀四丁目八番四号

岐阜県クリーニング会館

三 試験科目

1 衛生法規に関する知識

2 公衆衛生に関する知識

3 洗たく物の処理に関する知識

4 洗たく物の処理に関する技能

(一) 繊維の鑑別

(二) ワイシャツのアイロン仕上げ

四 受験資格

1 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十七条に規定する者

2 旧国民学校令（昭和十六年勅令第四百十八号）による国民学校の高等科を修了した者、旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校の二年の課程を

終わつた者又はクリーニング業法施行規則（昭和二十五年厚生省令第三十五号）で定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者

五 受験手続

1 願書等配布期間

平成二十年九月三日（水）から同年九月二十六日（金）までの午前九時から午後五時まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除きます。

2 受付期間

平成二十年九月十七日（水）から同年九月二十六日（金）までの午前九時から午後五時まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除きます。なお、郵送による受験申込みは、平成二十年九月十七日（水）から同年九月二十六日（金）までの消印のあるものに限り受け付けます。

3 配布及び受付場所

各県立保健所（保健所に置かれる事務所を含む。以下同じ。）、岐阜市保健所及び岐阜県健康福祉部生活衛生課

なお、郵送により受験願書等を提出する場合は、書留又は簡易書留とし、「クリーニング師試験願書在中」と朱書きして、岐阜県健康福祉部生活衛生課（〒500八五七〇 岐阜市藪田南二丁目一番一号）に提出してください。

4 提出書類

(一) 受験願書

(二) 履歴書

(三) 写真（手札形（縦十一センチメートル横八センチメートル）とし、出願前六月以内に正面から撮影した無帽、上半身、無背景のもの。裏面に氏名を記載すること。）

(四) 受験資格を証する書類（学校の卒業証明書等）

六 受験手数料

七千円に相当する額の岐阜県収入証紙を受験願書にはり付け、納付してください（消印しないこと）。

七 合格発表

平成二十年十一月二十八日（金）午前十時

県庁、各県立保健所及び岐阜市保健所の掲示板に合格者の受験番号を掲示するとともに、合格者には合格通知書を送付します。

八 試験結果の提供

また、後日岐阜県ホームページにも合格者の受験番号を掲載します。

クリーニング師試験については、次のとおり試験の結果を受験者に提供します。

- 1 提供する試験結果
- クリーニング師試験の総合得点及び科目別得点

- 2 提供期間

合格発表の日から一月間

- 3 提供する場所

個人情報総合窓口（県庁二階）及び各県立保健所特別窓口

- 4 提供を受けるために必要な書類等

試験結果の提供を受けるためには、本人確認のできる次の書類等が必要です。

(一) 受験票

(二) 運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証その他受験者本人であることを確認できる書類のうちいずれか一つ

九 その他

- 1 受験手数料は、申込みを取り消した場合でも返還できません。

- 2 この試験について不明な点は、岐阜県健康福祉部生活衛生課（電話〇五八 二七二 一一一一 内線二五六七）、各県立保健所又は岐阜市保健所に問い合わせてください。

平成二十年度製菓衛生師試験の実施

製菓衛生師法（昭和四十一年法律第百十五号）第四条第一項の規定により、次のとおり製菓衛生師試験を実施します。

平成二十年八月一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 試験期日

平成二十年十一月十八日（火）

二 試験場所

岐阜市藪田南五丁目一四番五三号

三 試験科目

岐阜県民ふれあい会館

- 1 衛生法規

- 2 公衆衛生学

- 3 食品学

- 4 食品衛生学

- 5 栄養学

- 6 製菓理論及び実技

四 受験資格

次のいずれかに該当する者

- 1 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十七条に規定する者であつて、厚生労働大臣の指定する製菓衛生師養成施設において一年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したもの

- 2 学校教育法第五十七条に規定する者であつて、一年以上菓子製造業に従事したものの

- 3 製菓衛生師法の施行の際（昭和四十一年十二月二十六日）現に菓子製造業に従事していた者（学校教育法第五十七条に規定する者を除く）であつて、菓子製造業に従事した期間が、法律の施行の日において三年を超えているもの又は法律の施行の日後三年を超えるに至つたもの

五 受験手続

- 1 願書等配布期間

平成二十年九月四日（木）から十月三日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前九時から午後五時まで

- 2 願書受付期間

平成二十年九月二十四日（水）から十月三日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前九時から午後五時まで

なお、郵送による受験申込みは、平成二十年九月二十四日（水）から十月三日（金）までの消印のあるものに限り受け付けます。

- 3 配布及び受付場所

県立保健所（保健所に置かれる事務所を含む。以下同じ。）、岐阜市保健所及び岐阜県健康福祉部生活衛生課

なお、郵送により受験願書等を提出する場合は、書留又は簡易書留とし、「製菓衛生師試験願書在中」と朱書きして、岐阜県健康福祉部生活衛生課（〒500-0857）岐阜市藪田南二丁目一番一号）に送付してください。

4 提出書類

- (一) 受験願書 一通
- (二) 履歴書 一通
- (三) 学校教育法第五十七条に規定する者であることを証明する書類（四の3に該当する者は除く。） 一通
- (四) 厚生労働大臣の指定する製菓衛生師養成施設の卒業証書の写し（原本も持参すること。）若しくは卒業証明書 一通 又は菓子製造業従事証明書 一通
- (五) 写真（出願前六か月以内に正面から撮影した縦六センチメートル、横四センチメートルのもので脱帽、上半身、無背景のもの。裏面に氏名を記載すること。） 一枚

(六) 菓子製造（一級又は二級）に係る技能検定合格証書の写し（製菓衛生師試験基準（平成十二年厚生省告示第二百七十号）により、試験の一部について免除を受けようとする場合に限る。原本も持参すること。） 一通

六 受験手数料

九千四百円に相当する額の岐阜県収入証紙を受験願書にはり付け、納付してください（消印しないこと）。なお、郵送による場合は、九千四百円分の普通為替又は定額小為替でもかまいません。

七 合格発表

平成二十年十二月十日（水）午前十時
県庁、県立保健所及び岐阜市保健所の掲示板に掲示するほか、合格者には合格証書を送付します。
また、後日、岐阜県ホームページにも合格者の受験番号を掲載します。

八 試験結果の提供

- 1 提供する試験結果
製菓衛生師試験については、次のとおり試験の結果を受験者に提供します。
- 2 提供期間
合格発表の日から一か月間

3 提供する場所

個人情報総合窓口（県庁二階 電話〇五八 二七二 一一一 内線二一九）及び県立保健所特別窓口

4 提供を受けるために必要な書類等

- (一) 受験票
- (二) 運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証その他受験者本人であることを確認できる書類のうちいずれか一つ

九 その他

- 1 受験手数料は申込みを取り消した場合でも返還できません。
- 2 詳細については、県立保健所、岐阜市保健所又は岐阜県健康福祉部生活衛生課（電話〇五八 二七二 一一一 内線二五六）に問い合わせてください。

平成二十年年度採石業務管理者試験の実施

採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）第三十二条の十三第一項の規定により採石業務管理者試験を次のとおり実施しますので、採石法施行規則（昭和二十六年通商産業省令第六号）第八条の七の規定により公示します。

平成二十年八月一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 試験期日及び時間

平成二十年十月十日（金）午前十時から午後零時まで

二 試験場所

岐阜市藪田南二丁目一番二号 岐阜県水産会館一階大会議室

三 試験科目

- 1 岩石の採取に関する法令事項（環境保全関係法令事項を含む。）
- 2 岩石の探掘、発破、破砕選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ（脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉）の処理、廃土及び廃石のたい積並びに探掘終了時の措置に関する技術的な事項

四 受験手続

- 1 申込用紙の交付
 受験願書用の用紙は、岐阜県産業労働観光部産業政策課又は各振興局（振興局に置かれる事務所を含む。以下同じ。）産業労働課で交付します。
 郵送を希望する場合は、九十円分の切手をはったあて先明記の返信用封筒（定形郵便物の封筒）を同封し、〒500 八五七〇 岐阜市数田南二丁目一番一号 岐阜県産業労働観光部産業政策課に請求してください。
- 2 申込方法
 受験願書に必要な事項を記入し、次の各号に掲げる書類を添えて、岐阜県産業労働観光部産業政策課に提出してください。
 一 写真 手札形（縦十二センチメートル、横八センチメートル）とし、受験願書提出前六か月以内に撮影した無帽、正面、上半身像でその裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したものとします。
 二 受験票（用紙は、受験願書と同時に交付します。）
- 3 申込受付期間
 平成二十年九月三日（水）から同月十六日（火）までとし、土曜日、日曜日及び祝日は除きます。
 郵送による場合は、「書留」又は「簡易書留」とし、平成二十年九月十六日（火）までの消印のあるものに限り受け付けます。
- 5 受験手数料
 手数料は、八千円とし、これに相当する額の岐阜県収入証紙を受験願書にはり付けてください（消印しないこと）。
 なお、受験手数料は、申込みが受理された後は返還しません。
- 6 合格者の発表
 試験に合格した者の受験番号を岐阜県公報に掲載するとともに、本人に合格証を交付します。また、不合格者に対しても、その旨を通知します。
- 七 試験結果の提供
 平成二十年度採石業務管理者試験については、次のとおり試験の結果を受験者に提供します。
 1 提供する試験結果
 採石業務管理者試験の総合得点及び科目別得点
- 2 提供期間

- 3 合否発表の日から一月間
 提供する場所
 個人情報総合窓口（県庁二階 電話〇五八 二七二 一一一一 内線二一九）及び各振興局特別窓口
- 4 提供を受けるために必要な書類等
 試験結果の提供を受けるためには、本人確認のできる次の書類等が必要です。
 一 受験票
 二 運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証その他受験者本人であることを確認できる書類のうちいずれか一つ
- 八 その他
 試験について不明な点は、岐阜県産業労働観光部産業政策課総務担当（電話〇五八 二七二 一一一一 内線三〇四九）に問い合わせてください。
 大規模小売店舗の新設の届出に関する件
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があったので、次のとおり同条第三項の規定により公示する。
 なお、その届出書等は平成二十年八月一日から四月間岐阜県産業労働観光部商業流通課及び岐阜振興局において縦覧に供する。
 また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。
 平成二十年八月一日
 岐阜県知事 古 田 肇
- 一 届出年月日
 平成二十年七月十八日
- 二 届出者の氏名又は名称
 株式会社三洋堂書店
- 三 建物の名称及び所在地
 三洋堂書店各務原店

各務原市蘇原花園町三丁目五二番地 外

四 大規模小売店舗の新設日

平成二十一年三月十九日

五 店舗面積

一、七〇六平方メートル

六 駐車場の収容台数

六一台

七 荷さばき施設の面積

三二平方メートル

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び同条第二項の規定により意見書の提出があったので、同条第三項の規定により概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十年八月一日から一月間岐阜県産業労働観光部商業流通課において縦覧に供する。

平成二十年八月一日

岐阜県知事 古田 肇

一 建物の名称及び所在地

（仮称）オークワスーパーセンター 養老瑞穂店

養老郡養老町瑞穂字旭四一七 外

二 意見の概要

養老町長の意見

・閉店時刻が深夜であることから、青少年の非行防止には特段の配慮を願いたい。

養老町商工会長の意見

・店舗の開店に伴う交通量の増大や、駐車場への右折待ち車両の発生により、周辺道路が混雑または渋滞することのないよう、交通対策に万全の措置を願いたい。

・店舗の近隣にある幼稚園及び小学校の園児や児童に対し、十分な交通安全への配慮を願いたい。

・営業時間が深夜に及ぶため、防犯、特に青少年の非行防止には最大限の配慮を願

いたい。外

（届出事項 新設）

県営土地改良事業の変更計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、次の県営土地改良事業の変更計画を定めたので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公示し、事業変更計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十年八月一日

岐阜県知事 古田 肇

施行に係る地区名	縦覧場所	縦覧期間
揖斐西部地区	揖斐川町役場	平成二〇・八・一から 八・二九まで

県営土地改良事業の換地計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、県営土地改良まごめ地区宮田工区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公示し、次のとおり換地計画書の写しを縦覧に供する。

平成二十年八月一日

岐阜県知事 古田 肇

一 縦覧期間

平成二十年八月一日から

同年八月二十九日まで

二 縦覧場所

中津川市役所

平成二十年八月一日印刷
平成二十年八月一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

印刷者
印刷所
定価一か年
四八、〇〇〇円(送料共(消費税二、二八六円を含む))
岐阜市三輪ふりとびあ十三一
岐阜県尾文芸社